九州大学学内共同教育研究センター長の任命等に関する規則

平成26年度九大規則第100号制 定:平成27年 2月24日最終改正:令和 6年 5月28日(令和6年度九大規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)第26条第5項の規定に基づき、学内共同教育研究センターのセンター長及び副センター長(総合研究博物館及び大学文書館にあっては、「館長」及び「副館長」と称する。)の任命手続その他必要な事項を定めるものとする。

(センター長の選考及び任命)

第2条 センター長は、役員会の議を経て、総長が選考し、任命する。

(センター長の資格)

第3条 センター長となることができる者は、別表のとおりとする。

(長の選考事由及び手続)

- 第4条 センター長の選考は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1) 学則第13条第2項に規定する学内共同教育研究センターを新たに設置するとき。
- (2) センター長の任期が満了するとき。
- (3) センター長が辞任を申し出て、総長が承認するとき。
- (4) センター長が欠員となったとき。
- 2 役員会は、センター長候補者の審議において必要と認めるときは、候補者から部局の運営方針等についての所信を聴くことができる。
- 3 総長は、センター長候補者を決定したときは、その旨を事務局長に通知する。 (センター長の任期)
- 第5条 センター長の任期は、2年を超えない範囲内で総長が定める期間とし、再任されることができる。

(センター長の解任)

- 第6条 総長は、センター長が次のいずれかに該当するとき、その他センター長たるに適しない と認めるときは、そのセンター長を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- 2 前項に規定するもののほか、総長は、センター長の職務の執行が適当でないため当該学内共 同教育研究センターの業務の実績が悪化した場合であって、そのセンター長に引き続き当該職 務を行わせることが適当でないと認めるときは、そのセンター長を解任することができる。
- 3 総長は、前2項の規定によりセンター長を解任するときは、役員会の議を経るものとする。 (副センター長の任命)
- 第7条 副センター長は、九州大学(以下「本学」という。)の教員のうちから、当該センター 長の推薦に基づき、総長が任命する。
- 2 副センター長の任期は、2年を超えない範囲内で当該センター長が指定する期間とする。ただし、当該副センター長への就任時における当該センター長の任期の終期を超えることはできない。
- 3 副センター長は、再任されることができる。 (類別)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、センター長等の任命等に関し必要な事項は、別に定める。 附 則
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に学内共同教育研究施設の施設長及び副施設長に任命されている者

は、この規則の規定に基づきセンター長及び副センター長に任命されたものとみなし、その任期は、第5条及び第7条第2項の規定にかかわらず、現に施設長又は副施設長として付されている任期と同一の期間とする。

3 当分の間、水素材料先端科学研究センターにおける第7条第1項の規定の適用については、 同項中「教員」とあるのは、「職員」とする。

附 則(平成28年度九大規則第25号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。 附 則(平成29年度九大規則第12号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。 附 則(平成29年度九大規則第47号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附則(平成29年度九大規則第98号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年度九大規則第20号)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。 附 則(平成30年度九大規則第74号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和元年度九大規則第6号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。 附 則(令和元年度九大規則第74号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和2年度九大規則第8号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。 附 則(令和2年度九大規則第78号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和3年度九大規則第124号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年度九大規則第8号)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。 附 則(令和5年度九大規則第39号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。 附 則(令和6年度九大規則第7号)

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

## 別表

センター名	センター長となることができる者
実験生物環境制御センター	本学の教授
熱帯農学研究センター	本学の教授
アイソトープ統合安全管理センター	本学の教授
中央分析センター	本学の教授
留学生センター	理事、副学長及び副理事
総合研究博物館	本学の教授
システムLSI研究センター	本学の教授
国際宇宙惑星環境研究センター	本学の教授
韓国研究センター	本学の教授
医療系統合教育研究センター	本学の教授
超伝導システム科学研究センター	本学の教授
未来デザイン学センター	本学の教授
超顕微解析研究センター	本学の教授
環境安全センター	本学の教授
西部地区自然災害資料センター	本学の教授
大学文書館	副学長
ロバート・ファン/アントレプレナーシップ・	本学の教授
センター	
アドミッションセンター	副学長及び副理事
水素エネルギー国際研究センター	本学の教授
未来化学創造センター	本学の教授
鉄鋼リサーチセンター	本学の教授
低温センター	本学の教授
加速器・ビーム応用科学センター	本学の教授
グリーンテクノロジー研究教育センター	本学の教授
シンクロトロン光利用研究センター	本学の教授
先端医療オープンイノベーションセンター	理事、副学長、副理事及び本学の教授
極限プラズマ研究連携センター	本学の教授
有体物管理センター	本学の教授
分子システム科学センター	本学の教授
日本エジプト科学技術連携センター	本学の教授
プラズマナノ界面工学センター	本学の教授
EUセンター	本学の教授
環境発達医学研究センター	本学の教授
ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センタ	理事、副学長、副理事及び本学の教授
_	
医用生体工学研究センター	本学の教授
次世代燃料電池産学連携研究センター	本学の教授
科学技術イノベーション政策教育研究センター	本学の教授
先端素粒子物理研究センター	本学の教授
水素材料先端科学研究センター	本学の教授
アジア埋蔵文化財研究センター	本学の教授
キャンパスライフ・健康支援センター	本学の教授
	I to the second matter to

五感応用デバイス研究開発センター	本学の教授
サイバーセキュリティセンター	本学の教授
数理・データサイエンス教育研究センター	本学の教授
植物フロンティア研究センター	本学の教授
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	本学の教授
都市研究センター	本学の教授
次世代接着技術研究センター	本学の教授
先進電気推進飛行体研究センター	本学の教授
ネガティブエミッションテクノロジー研究セン	本学の教授
ター	
ラーニングアナリティクスセンター	理事、副学長、副理事及び本学の教授
洋上風力研究教育センター	本学の教授
感染症創薬研究センター	本学の教授
国際教育ナビゲーションセンター	理事、副学長及び副理事
半導体・デバイスエコシステム研究教育センタ	本学の教授
_	